

いすみ市(千葉県)

(2006年4月4日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年12月5日	合併の方式： 新設 ・編入	
市となるべき要件の特例の適用： 有 (人口要件 ・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：42,835人（高齢化率 ⁽²⁾ 26.4%）	面積 ⁽³⁾ ：157.5k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：48人（法定上限26人）	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：476人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：14,007,000千円		
うち、地方税 3,507,554千円、地方交付税 4,253,000千円		
合併特例債発行予定額 ⁽¹⁰⁾ 13,323百万円／同限度額 18,170百万円		
産業構造： ⁽⁹⁾ 第一次産業 9.7%、第二次産業 32.0%、第三次産業 58.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
(4)：合併時の数。 (5)：総務課。 (8)：2004年度当初予算額。 (10)：発行予定額は、財政計画上の計上額であり、詳細は未定である。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧夷隅町	7,952人	28.1%	44.23k m ²	14人	92人	0.37	81.9%
旧大原町	20,531人	25.7%	66.61k m ²	18人	224人	0.51	87.4%
旧岬町	14,352人	26.2%	46.66k m ²	16人	160人	0.40	83.4%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
(4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<④少子高齢化、⑤財政状況、⑥行政改革>
少子高齢化と厳しい財政状況を背景に、市町村合併による行財政基盤の強化と効率的な執行体制を確立する必要があった。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、④期日>
<最も重視したことの具体的な内容> 合併特例法の適用期限が迫る中、合併すること自体についての合意。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<合併推進の具体的な活動> 過去の合併協議破綻を踏まえ、新たな合併協議会設置にあたり、首長、議長による任意の会合を開き、特例法期限内に合併することに対する合意形成を図った。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
合併した3町のみの協議は、行ったことがない。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
2002年12月、今回合併した3町を含む、夷隅郡市1市5町で構成する法定協議会を設置し協議を進めたが、2003年10月に解散。また、2004年3月に上記の5町で構成する任意協議会を設置したが同年7月に解散。2005年3月に3町で法定協議会を設置し、特例法期限内に合併申請を行い同年12月合併に至る。現在、新たな合併協議は行っていない。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2005年2月、合併特例法適用期限内に合併することについての、3町の首長、議長の合意。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2005年2月21日～2005年3月1日）	
構成メンバー	首長、議員各2名 計9名
運営上の工夫	可能な限り早期に法定協議会を設置する必要があったため、特例法期限内に合併することについての合意と主要項目についての基本合意の形成に努めた。
(6) 法定協議会（設置期間：2005年3月1日～2005年12月4日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ ☐
構成メンバー	首長、議員各3名、住民各2名、都道府県職員（千葉県総務部市町村課長） 計19名
運営上の工夫	法定協議会設置から知事への合併申請の期限まで、1ヶ月しかなかったことから、会議の円滑な運営と迅速な意思決定、そのための的確な事務処理に努めた。また、短期間で合併の決定を行うことについて理解を得るため、説明会の開催や町広報紙を活用し住民への情報提供に努めた。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
＜協議を行ううえでの工夫＞ 法定協議会設置前に、基本項目についての首長・議長の基本的な合意を図った。	
＜協議開始および決定の時期＞	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	05年3月 05年3月 05年3月 05年3月 05年3月
合意：	05年3月 05年3月 05年3月 05年3月 05年3月
＜決定に至るまでに最も難航した項目と解決策＞	
3回の協議を重ね、妥協点を見出した。	

＜基本項目①「合併の方式」の決定理由＞ 町同士の合併のため、人口、行政機能等に大きな差がなかったため、対等の合併方式となった。	新設・編入
＜基本項目②「合併の期日」の決定理由＞ 合併特例法の経過措置の期限内で、合併準備に支障がなく、かつ、できるだけ早い時期として、2005年12月5日とした。	2005年12月5日合併
＜基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由＞ 決定手続：過去の1市5町の合併協議会で実施した公募結果を参考に、事前に任意協議会において合意を得、その合意を踏まえ、法定協議会において決定した。 選定理由：構成3町が含まれる「郡」名のひらがな表記で、親しみやすいこと。1市5町の法定協議会で実施した公募結果で最も件数が多かったこと。	公募有・無
＜基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点＞ 既存施設を用いる方針のもと、築年、床面積等を考慮した結果、旧大原町庁舎を「当分の間」新市の事務所とした。また、協議の中で岬町に事務所設置を望む意向が出たため、新規に建設する場合には岬地域への建設を考慮する旨、協定書中に記載した。 （新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い） 条例に定める主たる事務所ではないものの、それに準ずる機能を持つ事務所とした。	既存施設・新規建設
＜基本項目⑤「財産の取扱い」＞ （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産） 正負ともになし。	
（８）新市建設計画	
計画の期間：10ヶ年 理由 合併特例債の発行可能期間、地方交付税の合併算定替の期間が10年間であることから、これらの期間内に合併効果を発揮しつつ、新市の基盤整備等を進めるため。	
＜策定に当たっての工夫＞ 必要以上に、新市における施策方向を拘束することなく、基本的な方向性を示すものとし、関係市町村間のバランスの取れた事業配分となるよう配慮した。	
＜関係市町村間での調整が難航した項目＞ 計画に盛り込む具体の事業に係る調整。合併関係市町村間のバランスに配慮を要した。	
＜新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫＞ 新市の進む大きな方向性を示すことに主眼をおき、政策骨子的な構成となった。財政計画は、合併効果としての経費削減がすぐには見込めない中、合併特例債充当事業等の投資的経費を抑制し、健全財政を目指す内容。	
＜新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容＞ 合併関係3町の計画事業のうち、新市において重点的に取り組むべき事業を選別して記載。	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003 年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006 年度	2011 年度	2015 年度
歳入合計	14,676	14,194	13,497	15,160
地方税	3,681(25.1)	4,170(29.4)	4,069(30.1)	3,951(26.1)
地方交付税	4,912(33.5)	4,503(31.7)	4,085(30.3)	4,138(27.3)
歳出合計	14,050	14,194	13,497	15,160
人件費	3,951(28.1)	3,577(25.2)	2,665(19.7)	1,780(11.7)
(参考：一般職員数)	(476 人)	(－)	(－)	(－)
公債費	1,705(12.1)	1,554(10.9)	2,094(15.5)	2,618(17.3)
普通建設事業費	1,588(11.3)	1,771(12.5)	1,682(12.5)	1,664(11.0)

(1)2003 年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等を行っていない。合併関係 3 町のうち、2 町で都市計画区域の設定を行っており、現行のまま新市に引き継いだ。また、新たな区域設定等については、新市の総合計画等に基づき検討することとした。	
(10) 住民への情報提供等	
・広報誌等の配布（全 4 号。配布方法：町内会等の自治組織経由で配布） ・住民説明会の開催（延べ 4 回開催、延べ 600 人参加） ・HP の開設（2005 年 3 月開設、随時更新、アクセス数不明） ・その他（具体的に：上記の合併協広報以外にも、従来の町広報紙も活用）	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：市町村合併支援補助金（合併協議会運営補助）500 万円。 ふさのくに合併支援交付金 5 年間の計で 6 億円（予定含む）。 人的支援：合併協議会委員として県職員 1 名。 合併協議会事務局職員として県職員 1 名。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： ☒ 有・無	
委託費	3,442 千円
委託内容	例規一元化支援業務委託、電算システム統合基本設計支援業務委託、市章類似調査・デザインマニュアル作成委託。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	☒ 有（定数特例（定数 人）・ ☒ 在任特例（在任期間 1 年））・無
その理由	合併による激変を避け、一定期間、旧町ごとの意見を反映しやすくするため。

(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	☒ (2006 年 6 月 30 日まで特例措置を適用)・無	
その理由	合併に伴う事務の空白を生じさせず、また旧町ごとの実情を反映した対応ができるよう、在任特例を適用した。合併特例法第 8 条第 1 項の規定を適用し 2006 年 6 月 30 日まで選挙による委員として在任。	
(3) 三役		
旧夷隅町	町長は新市の職務執行者、助役、収入役は退職。	
旧大原町	町長、助役、収入役は退職。	
旧岬町	町長は新市の市長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減> 現在 529 名を 5 年間で 70 名減。 <新規採用の抑制> 当分新規採用しない(期間未定)。	
給与の調整	<従来から同一の給与表を使用しており調整不要>	
役職の調整	新市の給料表の等級別に新市職名を設定の上、旧町での給料等級を新市給料表、職名にあてはめた。	
(5) 組織・機構の整備方法		
組織上、全ての部課を新市の組織として再編したが、旧 2 町の庁舎を総合支所として、管理部門を除き、旧町の組織に準じた「課」を設置した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
合併関係の 3 町とも支所・出張所の設置なし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	☒ ・無	
その理由	合併前の地域ごとの意見を反映し、均衡の取れた施策を展開するため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
全ての税目で税率が同じであったため、そのまま新市の税率とした。		
(9) 上下水道使用料(調整方針: 協定書では「合併時までに統一」と決めたのみであったが、調整の結果として低い負担となった)		
上水道料金	合併時までに、新料金、一般会計繰出、事業計画等を考慮した、3 カ年の財政計画を策定の上、経営の健全化が可能な料金水準を検討した。その結果、3 町中、もっとも低い料金となった。	
下水道料金	合併関係 3 町とも下水道事業未実施、新市においても同様。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針: 受益者負担の原則を基本に適正な負担額とすることを方針として、各料金ごとに額を調整した)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
賦課徴収方法	旧夷隅町、旧大原町、旧岬町とも「保険税方式」	新市においても「保険税方式」。

所得割	旧夷隅町 5.7% 旧大原町 7.3% 旧岬町 6.8%	2006 年度は旧 3 町ごと不均一課税。2007 年度からの税率は 2006 年度中に決定。
資産割	旧夷隅町 24% 旧大原町 40% 旧岬町 35%	上に同じ。
均等割	旧夷隅町 20,000 円 旧大原町 19,600 円 旧岬町 19,500 円	上に同じ。
平等割	旧夷隅町 21,000 円 旧大原町 23,600 円 旧岬町 25,300 円	上に同じ。
(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする）		
第 1 号被保険者の月額 の基準保険料	旧夷隅町 2,692 円 旧大原町 2,383 円 旧岬町 2,300 円	2005 年度分は、各町の保険料とし、2006 年度から 3 ヶ年の保険料は、第 3 期介護保険事業計画に基づき設定し、2006 年 3 月に条例改正を行う。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	電算部会を設置の上、具体的な検討を行い、3 町のうち、夷隅町の方式をもとに、新市としてのシステムを構築した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	3 町のうち、旧岬町の地域について、旧町名を残したい意向が強かったため、字名に「岬町」を冠することとした。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：12,300 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2007 年度策定に向けて準備中、2006 年度から本格作業）
総合計画	策定作業中（2007 年度策定に向けて準備中、2006 年度から本格作業）
(3) 合併による効果	
<⑤行財政の効率化> 合併により、特別職・一般職の person 費をはじめとする経費の削減が可能となり、効率的な体制の整備を進められる。	
<②サービスの高度化・多様化> 職員の兼務が大幅に解消され、より専門的な取組みが可能となった。また、乳幼児医療の拡充など、1 町のみの実施策を新市で行うことにより、全体的なサービス水準の向上が図られた。	

<⑥地域のイメージアップ> 旧町ごとの特性を生かしつつ、これらを複合させることで、より多様な魅力のアピールが可能となる。このことで、交流・定住人口の増加を図り、地域の活性化を図ることができる。
(4) 合併による問題点と解決策
<①役場が遠くなり不便になる> 旧町役場をいわゆる総合支所として、管理部門を除く役場機能を持たせることで、住民利便が低下しないようにした。
<②中心部と周辺部の格差が増大する> 新市の均衡ある発展を図るため、施策の展開や予算編成に際して、地域間の均衡に配慮する。
<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> 本庁、支所に、総合的な相談窓口や投書受付箱を設置するなどにより、市民からの相談、意見等を広く受け付ける。また、地域審議会を活用し、地域ごとの意見を施策に反映する。
(5) 残された課題
合併による経費削減効果は、すぐに現れるものではないため、人員の削減をはじめとする行財政改革を確実に進めていく必要がある。また、合併効果により生み出される財源を、サービス向上と地域の発展につなげていかなければ、合併の意義を問われることとなる。